

森林法施行細則

【平成12年3月31日宮城県規則第124号】

【最終改正】

平成26年8月29日平成26年規則第64号

(趣旨)

第一条 この規則は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)及び森林法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(林地開発許可の申請)

第二条 条例第二条の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条の位置図及び区域図は、別表第一によるものとする。

3 条例第二条の計画書は、次に掲げるものとする。

一 事業計画書(様式第二号)

二 工事工程表

三 資金計画書(様式第三号)

四 資金を調達する方法を証するための残高証明書、融資証明書その他の書類

五 別表第二に定める図面

六 防災計画、洪水調節計画その他の計画の根拠となる計算書

七 開発行為に係る土地について、土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し

八 開発行為に係る土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の地図の写し

九 開発行為に係る協定書、承諾書、同意書その他の書類又はその写し

十 開発行為に係る土地の区域及び状況を示した写真(以下「現況写真」という。)

(平一七規則二九・一部改正)

(変更の林地開発許可等)

第三条 条例第三条第二項第一号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第四号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。) 第四条第二号に掲げる書類のうち変更に係るもの
- 二 変更前及び変更後の工程の計画を示した工事工程表
- 三 前条第三項第七号及び第九号に掲げる書類のうち変更に係るもの

四 現況写真

2 条例第三条第二項第二号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第五号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為に既に着手している場合は、開発行為を既に行った部分の面積を示した別表第二に定める求積図

二 現況写真

3 条例第三条第三項の変更許可申請書は、様式第六号によるものとする。

4 条例第三条第四項の規定により変更許可申請書に条例第二条の区域図を添付しなければならない場合は、当該区域図に林地開発許可を受けた区域及び変更に係る区域を示すものとする。

5 条例第三条第四項の規定により、変更許可申請書に前条第三項第一号から第三号までに掲げるもの又は別表第二に定める土地利用計画平面図を添付しなければならない場合はそれらの図書に林地開発許可を受けた計画(条例第三条第二項第一号に掲げる場合に届け出た計画を含む。)及び変更に係る計画を示すものとし、別表第二に定める求積図又は現況写真を添付しなければならない場合はそれらの図書に林地開発許可を受けた区域及び変更に係る区域を示すものとする。

(平二四規則八八・平二五規則一三・一部改正)

(林地開発許可に係る届出)

第四条 条例第四条第一項第一号に掲げる場合の届出は、様式第七号による届出書を提出して行うものとする。

2 条例第四条第一項第二号に掲げる場合の届出は、様式第八号による届出書を提出して行うものとする。

3 条例第四条第一項第三号に掲げる中止の場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第五号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 中止後の措置についての計画書及び図面
- 二 現況写真
- 4 条例第四条第一項第三号に掲げる再開の場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第七号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 中止前及び再開後の工程の計画を示した工事工程表
 - 二 現況写真
- 5 条例第四条第一項第四号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第九号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 土地の登記事項証明書その他の土地の権利を譲渡したことを証する書類
 - 二 開発行為に係る事業の譲渡を伴わない場合は、権利を譲渡した土地について林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し
- 6 条例第四条第一項第五号に掲げる場合の届出は、次に掲げるものを添付した様式第十号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 災害の状況及び応急措置の状況を示した図面
 - 二 現況写真
- 7 条例第四条第一項第六号に掲げる場合の届出は、様式第十一号による届出書を提出して行うものとする。この場合において、許可を受けた者(独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付するものとする。
- 8 条例第四条第二項の規定による届出は、次に掲げるものを添付した様式第十二号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 開発行為に係る事業を譲り受け、又は相続したことを証する書類
 - 二 開発行為に係る土地について、林地開発許可を受けた土地利用計画を実施するために必要な権原の取得の状況を示す書類又はその写し
 - 三 承継人となった者(前項の独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 四 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

(平一四規則一六・平一七規則二九・一部改正)

(開発行為の完了)

第五条 条例第五条第一項の規定による届出は、完了した区域及び状況を示した写真を添付して、様式第十三号による届出書を提出して行うものとする。

(林地開発許可標識の掲示)

第六条 林地開発許可を受けた者は、開発行為に着手する日から条例第五条第二項の通知(同条第三項に規定する場合を除く。)又は林地開発許可の取消しがあるまでの間、当該開発行為に係る土地の見やすい場所に、様式第十四号による標識を掲示するものとする。

- 2 林地開発許可を受けた者は、条例第三条第一項の変更の林地開発許可を受けたとき、又は同条第二項第一号若しくは条例第四条第一項第六号に掲げる場合の届出をしたときは、遅滞なく、前項の標識に必要な修正を加えるものとする。同条第二項の承継人となった者が同項の規定による届出をしたときも、同様とする。

(林地開発許可の状況の公表)

第六条の二 知事は、林地開発許可をしたときは、当該林地開発許可に係る次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 許可をした年月日及び許可の番号
- 二 開発行為に係る森林の所在場所
- 三 開発行為の目的
- 四 開発行為に係る森林の土地の面積
- 五 開発行為の期間

(平二六規則六四・追加)

(林地開発許可に係る報告)

第七条 林地開発許可を受けた者は、開発行為に係る面積が十ヘクタール以上で、かつ、当該開発行為の期間が三年以上のときは、毎年十月三十一日現在の当該開発行為の施行状況について、その年の十一月三十日までに知事に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、現況写真を添付した様式第十五号による報告書を提出して行うものとする。

(保安林の種類)

第八条 法第二十五条の二第一項及び第二項の規定により指定された保安林は、次の各号に掲げる目的を達成するために指定されたときは、当該各号に定める名称とするものとする。

- 一 法第二十五条第一項第一号に掲げる水源のかん養 水源かん養保安林
- 二 法第二十五条第一項第二号に掲げる土砂の流出の防備 土砂流出防備保安林
- 三 法第二十五条第一項第三号に掲げる土砂の崩壊の防備 土砂崩壊防備保安林
- 四 法第二十五条第一項第四号に掲げる飛砂の防備 飛砂防備保安林
- 五 法第二十五条第一項第五号に掲げる風害の防備 防風保安林
- 六 法第二十五条第一項第五号に掲げる水害の防備 水害防備保安林
- 七 法第二十五条第一項第五号に掲げる潮害の防備 潮害防備保安林
- 八 法第二十五条第一項第五号に掲げる干害の防備 干害防備保安林
- 九 法第二十五条第一項第五号に掲げる雪害の防備 防雪保安林
- 十 法第二十五条第一項第五号に掲げる霧害の防備 防霧保安林
- 十一 法第二十五条第一項第六号に掲げるなだれの危険の防止 なだれ防止保安林
- 十二 法第二十五条第一項第六号に掲げる落石の危険の防止 落石防止保安林
- 十三 法第二十五条第一項第七号に掲げる火災の防備 防火保安林
- 十四 法第二十五条第一項第八号に掲げる魚つき 魚つき保安林
- 十五 法第二十五条第一項第九号に掲げる航行の目標の保存 航行目標保安林
- 十六 法第二十五条第一項第十号に掲げる公衆の保健 保健保安林
- 十七 法第二十五条第一項第十一号に掲げる名所又は旧跡の風致の保存 風致保安林

(保安林の指定等の申請)

第九条 条例第八条第一項の図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 申請が保安林の指定若しくは指定施業要件の変更の場合は、法第五条第一項の規定により知事が定めた同条第二項第一号の区域を示した図面(以下この条において「森林計画図」という。)の写しに当該指定又は当該変更の対象となる区域を記入したものとする。
- 二 申請が保安林の解除である場合は、当該解除の対象となる区域の実測図とするものとする。ただし、転用を目的とするものでない場

合は、森林計画図の写しに当該解除の対象となる区域を記入したものとす。

2 条例第八条第一項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が申請に係る森林又はその土地を利用することができる権原を有する者である場合は、次のイからハまでに掲げる書類

イ 申請に係る森林の土地が不動産登記法に基づき登記され、申請者の同法第一条各号又はその他の法令の規定に基づく権利(以下この条において「所有権等」という。)の登記がなされている場合は、登記事項証明書

ロ 申請に係る森林の土地が不動産登記法に基づき登記され、申請者の所有権等の登記がなされていない場合は、公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他の当該申請者が当該土地について所有権等を有していることを証する書類及び登記事項証明書

ハ 申請に係る森林の土地の不動産登記法に基づく登記がなされていない場合は、固定資産課税台帳に基づく証明書その他申請者が当該土地に木竹を所有し、及び育成することができる権原を有する者であることを証する書類

二 申請者が申請に係る森林又はその土地を利用することができる権原を有していない者である場合は、当該申請により森林の有する保安の機能が維持され、強化され、又は弱化されることにより、直接の利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下この条において「土地等」という。)の所有権等を有していることを証する登記事項証明書その他の当該土地等を利用することができる権原を有する者であることを証する書類

(平一七規則二九・一部改正)

(転用を目的とする保安林の指定の解除の申請)

第十条 条例第八条第二項の規定により保安林の指定の解除の申請書に添付する書類のうち省令第四十八条第二項第一号に掲げる計画書は、次に掲げるものとする。

一 次の事項を記載した書類

イ 転用の目的に係る事業又は施設の名称

ロ 事業を行い、又は施設を設置する者の氏名(法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。)

- ハ 事業又は施設の設置（以下この条において「事業等」という。）の用に供するため申請に係る保安林を選定した事由
 - ニ 事業等を実施する者が申請に係る保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況
 - ホ 事業等に要する資金の総額及びその調達の方法
 - ヘ 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
 - ト 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在
 - チ その他参考となる事項
 - 二 転用に係る区域及び事業等に関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦断面図及び横断面図
 - 三 前号の施設の実施設計に関する図面、土量計算等に関する書類並びに転用に係る区域及び事業等に関連する区域を明示した写真
- 2 条例第八条第二項の規定により保安林の指定の解除の申請書に添付する書類のうち省令第四十八条第二項第二号の計画書は、次に掲げるものとする。
- 一 次の事項を記載した書類
 - イ 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又はたい積することにより、付近の農地、森林その他の土地、道路、鉄道その他これらに類する設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防ぐための施設を含む。以下この条において「代替施設」という。）を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況
 - ロ 代替施設の設置に要する資金の総額及びその資金の調達の方法
 - ハ 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳
 - ニ 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在
 - ホ その他参考となる事項
 - 二 代替施設の配置図、縦断面図及び横断面図
 - 三 その他代替施設の実施設計に関する図面
- 3 条例第八条第二項の規定により保安林の指定の解除の申請書に添付する書類のうち省令第四十八条第二項第三号の書類は、次に掲げるものとする。

一 転用に伴って必要となる国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)の免許、許可、認可その他の処分(以下この条において「免許等」という。)の種類、申請先並びに既に申請した免許等にあつては申請の年月日及び申請していない免許等にあつては申請を予定している時期を記載したもの

二 既になされた免許等については、当該免許等を国等が行った旨の証明書又は当該免許等に関する文書の写し

(平一四規則一六・平二四規則八八・平二五規則一三・一部改正)

(直接の利害関係者)

第十一条 条例第九条第二号で規定する規則で定めるものは、保安林の指定等に係る森林の実態を踏まえ、別表第三の上欄に掲げる第八条各号の保安林の種類ごとに、同表下欄に定めるものとする。

(意見の聴取)

第十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条の三で準用する場合を含む。)により知事が行う公示は、公報に登載して行うとともに意見を聴取する場所に掲示するものとする。この場合において、知事は、関係市町村の長に対し、当該市町村の事務所に掲示を依頼するものとする。

2 法第三十二条第一項(法第三十三条の三において準用する場合を含む。)の知事に提出する意見書は、意見書を提出しようとする者が複数ある場合(意見に係る森林及び理由が共通であるときに限る。)は、連署した一の意見書を提出することができる。

3 省令第五十一条で規定する知事に提出する直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、第九条第二項に規定する書類とする。

(平一四規則一六・平二五規則一三・一部改正)

(皆伐面積の限度の公表)

第十三条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定による公表は、公報に登載して行うものとする。この場合において、知事は、関係市町村の長に対し、当該市町村の事務所に掲示を依頼するものとする。

(保安林の伐採を許可する期間の延長)

第十四条 法第三十四条第一項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可(以下「伐採許可」という。)を受けた者は、同条第六項の規定により条件として伐採の期間が付された場合であつて、当該期間内にやむを得ない事由により伐採を終了することができな

いときは伐採の期間が満了する日の十五日前までに、様式第十六号による申請書を知事に提出して知事の承認を受けることにより伐採の期間を延長することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請書の内容の適否について審査し、伐採の期間の延長を承認したときは申請者にその旨の通知を、伐採の期間の延長を承認しないときは申請者に理由を付した書面の送付を行うものとする。
(植栽の義務の例外の承認)

第十五条 省令第七十二条第一号の規定により植栽の義務の例外について知事の承認を受けようとする者は、様式第十七号による申請書を知事に提出するものとする。

- 2 省令第七十二条第二号の規定により植栽の義務の例外について知事の承認を受けようとする者は、様式第十七号の二による申請書を知事に提出するものとする。

- 3 知事は、前二項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請書の内容の適否について審査し、植栽の義務の例外について承認したときは申請者にその旨の通知を、植栽の義務の例外について承認しないときは申請者に理由を付した書面の送付を行うものとする。

(平二〇規則一二・平二五規則一三・一部改正)

(作業許可に係る届出)

第十六条 条例第十一条第一号に掲げる着手の届出は、様式第十八号による届出書を提出して行うものとする。

- 2 条例第十一条第二号に掲げる工事の完了の届出は、様式第十九号による届出書を提出して行うものとする。

- 3 条例第十一条第二号又は第三号に掲げる終了の届出は、様式第二十号による届出書を提出して行うものとする。

- 4 第二項の届出書には、必要に応じて許可に係る行為の実施状況を明示した写真を添付するものとする。

(保安林内作業行為許可済証の掲示)

第十七条 作業許可を受けた者は、許可に係る行為に着手する日から、当該行為の終了する日若しくは許可の条件として付した期間が経過する日又は許可の取消しがある日までの間、当該許可に係る土地の見やすい場所に、様式第二十一号による標識を掲示するものとする。

(申請書等の提出場所)

第十八条 法第三十二条第一項の意見書、法第三十四条第一項又は第二項の規定による許可に係る許可申請書及び同条第九項の届出書、法第三十四条の二第一項の届出書、法第三十四条の三第一項の届出書、省令第六十条第二項の届出書、省令第六十三条第二項の届出書、省令第六十五条第一項の届出書、条例に基づく申請書及び変更許可申請書並びにこの規則に基づく申請書、届出書及び報告書は、申請、届出又は報告に係る森林又は保安林の所在場所を所管する地方振興事務所(当該地方振興事務所が二以上のときは、当該森林又は保安林の主たる所在場所を所管する地方振興事務所)に提出するものとする。

(平一五規則八一・平一六規則七四・平二五規則一三・一部改正)

(身分を示す証明書)

第十九条 法第百八十八条第四項の身分を示す証明書は、様式第二十二号又は様式第二十三号によるものとする。

(平一四規則一六・追加、平二四規則八八・一部改正)

附 則(平成二六年規則第六四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年八月二十九日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の森林法施行細則第六条の二の規定は、この規則の施行の日前になされた林地開発許可で同日以後の日を開発行為の期間の末日とするものについても適用する。